

富田林市教育委員会規程第 号

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行
に関する規程の一部を改正する規程

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関する規程（昭和 5 8 年富田林市教育委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

富田林市教育委員会の自動車の管理及び運行に関しては、富田林市公用車管理規程（平成 2 9 年富田林市規程第 1 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関する規程（昭和58年富田林市教育委員会規程第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>富田林市教育委員会自動車の管理及び運行に関しては、次に掲げる市長事務部局の規程の例による。</u></p> <p><u>富田林市庁用自動車の管理及び運用に関する規程（昭和52年訓令第3号）</u></p>	<p><u>富田林市教育委員会の自動車の管理及び運行に関しては、富田林市公用車管理規程（平成29年富田林市規程第1号）の例による。</u></p>